

「梅ノ木山林記録」

大正十五年 寅 三月作成

虫尾村梅ノ木山林永久維持についての由緒と記録

梅ノ木山林 面積一町八反歩（一万八千²m）

その属地原野 面積三反歩（三千²m）

右の山林は当時の虫尾村は、慶長年間（一五九六年〜一六一四年）頃までは荒地のまま放置されていた。

その為には大原村は毎年の年貢米に苦しみ損害を受けていた場所に、三田出身の竹屋忠右衛門、鍵屋安右衛門、干物屋権右衛門の三人が万治二年（一六五九年）に虫尾村に来て、

じつでんの谷、ぬたをの谷、さかごの谷（坂小谷）、ながれおの谷（流れ尾の谷）、こも池ノ谷（菰池の谷）、いぬのばば谷（犬ヶ馬場谷）、甚太夫の谷、五本松

の八か所を譲り受け、寛文二年（一六六二年）八月から田畑に開拓して、寛文十年（一六七〇年）に年貢米三石（四百五十kg）を納めた為、大原村は毎年三石（四百五十kg）の年貢米を免れた為、流れ尾の谷、福島村との境界昇り尾、南は山野を境として、大原村はこの地に関わりのない事の契約証を、虫尾村に差し入れた。

共有林、山野等も大原村と虫尾村共に、同一の権利で入会していた。

明治維新（一八六九年）以後は、大原村の属地として虫尾新田と言った。流れ尾の谷は寛文十年（一六七〇年）大原村から契約証を虫尾村に入れ、虫尾村の権利の有るものと思っていたにもかかわらず、大原村は原野と同等の扱いをして来た。

大原村には本谷の山林十九町八反五畝歩（約六〇万²m）が有り、虫尾村に梅ノ木山林一町八反歩（一万八千²m）余りが有り、二か所の山林共に、虫尾村と大原村との同一の所有権の有る共有林として来たが、明治十八年（一八八五年）に、虫尾村と大原村との間で紛議が生じた為、本谷の山林十九町八反五畝歩（約六〇万²m）は大原村三十八名の名義とし、梅ノ木山林一町八反歩（一万八千²m）は虫尾村の大谷兼吉の他次の九名の名義とした。

竹谷重兵衛門 吉村保五郎 吉村万吉 大原喜三兵衛 中西平右衛門

竹谷重五郎 大谷助四郎 吉村豊吉 西田常助

大原村と虫尾村との山林分割の歩合は不公平であったが、何分虫尾村は新

田であるという事で大原村には常々侮辱されて遺憾を忍んできたが、明治三十二年（一八九九年）にある事情の為に、明治維新（一八六九年）以来の村有林に所有権を戻した。

公有林野統一に当たり、二か所の山林共に、明治十八年（一八八五年）当時の名義に変更した。今回の公有林野統一については、流れ尾の谷は従来契約証に基づいて、虫尾村の権利に復権する事の手続きを行い、虫尾村民一致協力して事に当たる事を決議した。

梅ノ木山林についての根拠は、明治八年（一八七五年）の改正後、大原村は三十八戸、虫尾村は十戸の計四十八戸として、前書の通り、本谷山林及び、梅ノ木山林の二か所の山林は、共同の権利を有していたが、明治十八年（一八八五年）酉年二月に、大原村は共有林の内の六反歩（六千²m）余りの山林を、自由に乱伐して、虫尾村とは何も関係ない事を行った為、紛議が生じ、当時大原村総代の上馬作五郎他役員数多の者に、再三談合を行ったが、上馬は一向に取り扱わなかった為に、虫尾村民十名が協議をして、理由書を作成して、兵庫裁判所へ訴訟の手続きを行った。この時の主務官戸長の田和忠右衛門へ理由を申し出た。田和忠右衛門は、大原村総代の上馬作五郎を召喚して聴取したが、色々口上を並べ応じなかったので、明治十八年（一八八五年）酉年三月四日付で、大番院の召喚状を発行した。

大原村民の三十八名が驚き、大原村の大原興左衛門と、虫尾村の竹谷重兵衛の二人に仲裁してもらい、梅ノ木山林一町八反歩（一万八千²m）とその属地の原野三反歩（三千²m）を虫尾村に払い下げる事の話し合いで、梅ノ木山林を分割して、虫尾村十名の持ち分に移した。

この件に関し裁判の言い渡しまでの契約証を結んだ。虫尾村の十名を代表して、大谷助四郎と、竹谷重五郎の二名が、努力をされた。

この山林は明治三十二年（一八九九年）までは、虫尾村民十名の名義で、梅ノ木山林を維持して来た、一方大原村の本谷山林は、大原村民三十八名で維持して来たが、大原村民の内の四、五名がその権利を、三輪村の佐谷又次郎という大悪人に、その権利を譲渡した為に、大原村及び、虫尾村が損害を受け、両村日夜集会を持ち、佐谷又次郎の件の解決に苦しみ、後日山林の維持に付いて、当時の大原区長の上馬作五郎が、三輪村村長の大西善太郎に相談して、三輪村の佐谷又次郎を召喚して、譲渡した権利を取り戻し、両村の損害を整理して解決した。

この時に、改正以後の村中持ちに、権利を戻し維持してきたが、大正十二年（一九二三年）頃から公有林野統一が話題になり、大原村は統一を恐れ、又、村の不利益とならない為にも、林野整理委員として、大原村の大

原万四郎と、虫尾村の竹谷茂吉の二人を推選した。兩名の努力で以前の名義に戻し、この時大正十四年（一九二五年）十二月末日に認可された。二人の努力で虫尾村と大原村の公有林野は統一を免れた。

梅ノ木山林の属地の原野三反歩（三千[㎡]）は、明治十八年（一八八五年）の紛議の際の解決の為の契約証を、虫尾村に入れたにもかかわらず、何の処置も行わなかった為に、この時に処分しなければ時期を失ずるとして、虫尾村民が協議をして、この時の虫尾区長の中西幾三郎が、大原区長に再三話し合いを行った。大原村は何もせず二年間も経過した為、虫尾村民も憤慨に耐え切れず、大正十四年（一九二五年）八月に協議をし、当時の虫尾区長の吉村文一が、大原区長の中川宇之吉に話し合いを行ったが、中川区長は要領を得ず、虫尾村の役員四、五名が中川区長と談判したが、話にならず、このままでは大原村と、虫尾村とが紛議を生じかねないと、竹谷茂吉、大谷太十郎の二人が仲裁に入り、大原万四郎に掛け合ったが、一向に応じず、虫尾村民が集会し協議を行ったが、要領を得ず解散した。

この時、大谷清吉、中西幾三郎、竹谷文三郎らが、このままでは事件が解決しないと努力して、竹谷茂吉の賛同を得て、大原区長代理上馬作次に出向き、大谷清吉、中西幾三郎の二人が、虫尾村の意見を述べて応じない時には、県庁へ出頭する覚悟でいた。この時、竹谷茂吉、大谷太十郎の兩名が、大谷清吉、中西幾三郎の意見を、大原万四郎に仲裁の労を取ったところ、大原万四郎が納得し、この件は大原万四郎に一任する事として、虫尾村の契約証にある原野三反歩（三千[㎡]）の内、竹谷茂吉、大谷太十郎の仲裁の労を取ったことを勘案し、二反歩（二千[㎡]）とする事とし、大正十五年（一九二六年）一月十四日付で、境界に石標を建てて大原村と虫尾村とが、紛議を生ずる事がないよう解決した。

後日山林の維持に付いて、林野整理委員が研究を重ねた結果、会社を創設するのが最良であるとの事で、梅ノ木山林合名会という名称で創立した。その社員は十名で、代表者として、竹谷茂吉、吉村文一の二名を推選し、認定した。会社員の名義は、竹谷茂吉、大原鶴太郎、大谷太十郎、吉村文一、中西幾三郎、大谷清吉、竹谷豊吉、西田清太郎、吉村保太郎、竹谷文三郎、の十名である。

この時に三名の加入希望者があり、会員の協議の結果、無代価で加入を認めた。その理由として、元々代価で買受をした山林ではなく、古来の由緒と、明治十八年（一八八五年）三月に大原村との紛議の際に、分割した名義に移した事情もあって、権利者は明治維新（一八六九年）以後、今日まで保存できたのは、愛国心の深さと、円満を目的にしたものに他ならず、新規加入者であっても、無代価で加入させた。

同等の権利を有するといっても、今後無意味に売却することは、一切ない事を規約して、末代まで村を愛し、由緒および会社の定款を厳守する為、村に変化が起こった場合でも、売却や分割をする事の無いように議定して、山林の永遠の維持方法についての山林の記録と由緒を作成して、永遠に保存する事を、新規加入者の、小前元介、大谷留吉、小田忠吉の三名を合わせ十三名が署名捺印する。

付記 今後加入者の申し込みがあっても、前例に基づくことは一切ない事を決議する。納得のいかない場合には、各会員が十分協議を行い処置する事を決定した。

以上

大正十五年（一九二六年）寅年三月作成する。

当時区長 吉村保太郎 同代理 中西幾三郎

竹谷茂吉 吉村文一 大原鶴太郎 大谷十郎 大谷清吉

竹谷文三郎 竹谷豊吉 西田清太郎 大谷留吉 小前元介

小田忠吉

以上 十三名也

文中の人名は敬称を省略しています。

平成二十四年三月三十一日

虫尾区 第三隣保 大谷篤英 現代訳